

伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の交通事故の防止及び交通事故時の被害軽減に資するため、安全運転支援装置を購入し、及び設置する高齢者に対し予算の範囲内において伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 安全運転支援装置 国の急発進等抑制装置の先行個別認定要領に基づく先行個別認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置その他国の認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自動車（自動車検査証上の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているものであって、「使用者の氏名又は名称」が補助金を申請する者の氏名であるものに限る。）に設置する安全運転支援装置の購入及び当該装置の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を含み、設置に際し行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とする。

- 2 補助対象経費に係る安全運転支援装置の販売及び設置をした事業者が、当該安全運転支援装置について国の安全運転サポート車普及促進事業費補助金の交付を受ける場合は、その額を補助対象経費から除くものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する70歳以上の者（補助金の申請をする日の属する年度内に70歳に達する者を含む。）
- (2) 自動車を運転するための有効な自動車運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有している者
- (3) 市税の未納がない者
- (4) 伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）第2条第2号に規定する暴

- 力団員ではなく、かつ、同条第1号に規定する暴力団と関係を有していない者
- (5) 補助対象経費について他の補助金等（国の安全運転サポート者普及促進事業費補助金を除く。）の交付を受けていない者

(交付額等)

第5条 補助金の交付額は、安全運転支援装置の種類ごとに別表に定めるとおりとする。

ただし、当該交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置を設置した日の属する年度の3月31日までに、伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 安全運転支援装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- (2) 申請者の運転免許証の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業者が発行する安全運転支援装置の購入及び設置に係る証明書
- (5) 振込口座の通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の条件)

第7条 申請者は、前条の申請に当たり、次に掲げる事項を誓約し、及び遵守するものとする。

- (1) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。
- (2) 安全運転支援装置を設置した自動車を個人の用途に供すること。
- (3) 安全運転支援装置の設置後1年以上その装置を使用すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。

イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき。

ウ 運転免許証を返納したとき。

エ その他市長が認めたとき。

(交付の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、交付額の

確定を行い、伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないこととしたときは、その理由を当該申請者に書面により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定をしたときは、同項の通知をした後に当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者の申請内容に不正等があったとき、又は第7条の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその交付済みの補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

安全運転支援装置の種類	交付額
障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等	補助対象経費の額の2分の1とし、2万円を上限とする。
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	補助対象経費の額の2分の1とし、1万円を上限とする。

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所 伊賀市

氏 名

生年月日

電話番号

伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書兼請求書
伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

- 1 申請額 円
- 2 請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店・出張所 支所
口座種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む。）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

添付書類

- (1) 安全運転支援装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- (2) 申請者の運転免許証の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 設置販売事業者が発行する安全運転支援装置の購入及び設置に係る証明書
- (5) 振込口座の通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(表面)

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、署名してください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 申請者自身が常時運転する自動車に後付け安全運転支援装置を設置し、転売等を目的としたものではありません。
- 後付け安全運転支援装置を設置する自動車は、申請者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。
- 伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第7条第3号アからエまでの規定に掲げる場合を除き、安全運転支援装置の設置後1年以上その装置を使用します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

【同意(了承)事項】 次の事項について確認の上、同意し、又は了承します。

- 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないこと。
- 後付け安全運転支援装置の設置に関して、装置及び設置販売事業者の選定等は申請者自身が責任を持って決定し、装置の性能等について市が保証、認定等を行っているものではないこと。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されること。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び伊賀市税の納付状況を閲覧すること。

年 月 日

氏名 (自署) _____

(裏面)